

答申第 779 号

情公第 2812 号

令和 6 年 1 月 19 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会

会長 田村 達久

行政文書一部公開決定処分に関する審査請求について（答申）

令和 4 年 4 月 14 日付けで諮問された特定国家賠償請求事件に係る文書一部非公開の件（諮問第 882 号）に係る 2 件の審査請求のうち、令和 4 年 2 月 15 日付け審査請求について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、審査請求人からの令和3年12月6日付け行政文書公開請求に対し、行政文書一部公開決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和3年12月6日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し実施機関は、令和4年2月3日付けで、本件請求に対して特定した行政文書に含まれる情報の一部が、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に、条例第10条第3項の規定に基づく行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和4年2月15日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分のうち、「令和元年（2019年）12月26日付、原告の意見陳述書」（以下「意見陳述書」という。）に係る行政文書一部公開決定を取り消し、実施機関が非公開とした全ての情報（以下「本件非公開情報」という。）の公開を求める審査請求を行った。
- (4) なお、審査請求人は本件処分に対して、令和4年2月15日付けで「異議申立書」と題する書面を提出し、さらに、令和4年3月1日付けで審査請求書を提出している。これらの書面の提出を受けた諮問実施機関（条例第17条に規定するものをいう。以下同じ。）は、令和4年2月15日付け「異議申立書」については、審査請求人本人から「審査請求の意思で提出した」旨の意思表示があったことから、これを適法な審査請求（以下「審査請求1」という。）としたうえで、令和4年3月1日付け審査請求（以下「審査請求2」という。）とともに、当審査会に諮問したものである。
- (5) 当審査会は、上記2件の審査請求のうち、審査請求2に係る諮問に対しては、「審査請求2は審査請求1に重複してなされた審査請求と認められ、審査請求の利益が認められないことから、諮問実施機関は審査請求2を行政不服審査法第

45 条第 1 項の規定に基づき却下することが妥当である」旨、令和 5 年 5 月 15 日付け答申第 774 号として答申済みである。よって、本答申は審査請求 1 に係る諮問に対するものである。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 実施機関が非公開の理由とする条例第 5 条第 1 号の解釈適用に誤りがある。意見陳述書では、特定の個人の氏名は明らかにされておらず、新聞報道でも明らかにされていない。なぜこれを公開することで特定の個人のプライバシーの侵害等の不利益が生じるおそれがあるのか不明である。
- (2) 意見陳述書は、民事訴訟法の規定による第三者閲覧の対象文書であるから、誰でも知ることができる情報であり、非公開にするのは誤りである。審査請求人自身、意見陳述書を特定地裁で第三者閲覧し、本件非公開情報も全部閲覧し、一部はメモを取ることもできており、条例第 5 条第 1 号本文に該当する箇所は皆無であったことを確認している。
- (3) 原告の意見陳述は、特定地裁の公開法廷にて令和元年 12 月 26 日に行われた。その陳述書である以上、非公開にする理由は無い。
- (4) 仮に個人が識別され得るとしても、公務員であるから非公開にする必要はない。
- (5) 意見陳述書は、原告が公開の法廷で意見陳述をした元となる内容を記したものであり、原告の心情等が述べられたものである。そうすると、実施機関による弁明書の「論理」によれば、意見陳述書は始めから終わりまで、非公開とされるべきである。また、条例第 8 条により非公開とされるべきかもしれない。ところが、実施機関は、意見陳述書の一部は公開、他は非公開と、恣意的な処分をした。実施機関は、情報公開の目的や意義（条例第 1 条）、知事の責務（条例第 2 条）を無視したのである。

4 実施機関の説明要旨

- (1) 意見陳述書は原告が作成したもので、原告等のことについて陳述したものである以上、特定の個人に関する情報であることは明らかである。個人が識別できる第一義的要素である氏名等の記載にかかわらず、本件非公開情報とそれ以外の情

報のほか、これまでに公となっている情報等を照合することにより、原告等が特定され得ることから、「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当すると判断した。なお、本件請求に係る特定国家賠償請求事件は、訴訟提起の事実及びその概要等について、原告及び被告により記者発表が行われており、通常よりも特定の個人が識別されやすいものとなっている。

- (2) 意見陳述書には、元県職員の生前の生活状況や、原告の心情等が詳細に記載されており、個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたい個人に関する情報、いわゆる「プライバシー」にあたる情報が多く含まれているところ、これらの情報は、特定の個人を識別できない場合においても、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれのあるものであるから、これら他人に知られたい個人に関する情報が記載されている部分を除いて一部公開決定したものである。
- (3) 条例第5条第1号ただし書ア及びイ該当性に関し、民事訴訟法（以下「民訴法」という。）第91条第1項に規定する「訴訟記録の閲覧」との関係が問題となるが、当該規定は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保するための制度であって、行政機関の運営の透明性の確保と知る権利の保障のための情報公開制度とは、制度・目的を異にするものである。
- (4) 民訴法の閲覧手続では、個人のプライバシー等当事者の秘密保持の利益と裁判の公開原則との調整を図るため、一定の場合に、閲覧等の請求主体や請求対象に限定を付すことを予定している。また、閲覧するためには、当事者名や事件番号等により当該事件を特定して閲覧請求をする必要があるところ、この特定のための情報は、一般人が知り得るものではない。これらを踏まえると、意見陳述書は、条例第5条第1号ただし書アや同号ただし書イには該当しない。なお、本件請求に係る特定国家賠償請求事件に係る訴訟記録については、原告の申立により民訴法第92条の規定に基づき、その一部に閲覧制限がなされている。
- (5) また、条例第5条第1号ただし書ウ及びエ該当性に関し、原告はもとより、原告の息子である元県職員に関する記載についても、公務員の職務遂行に関する情報ではないことから、条例第5条第1号ただし書ウに該当するということはできず、また、県民の生命等を保護するため、公開することが公益上必要であると認

められる情報ではないことは明白であり、条例第5条第1号ただし書エにも該当しない。

5 審査会の判断理由

審査請求人は意見陳述書に係る一部公開決定の取消しを求める審査請求を行っていることから、以下では当該決定の妥当性について検討する。

(1) 条例第5条第1号本文該当性について

実施機関は、意見陳述書に含まれる情報の一部が条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開決定を行っている。これに対し審査請求人は、意見陳述書の本件非公開情報中には特定の個人の氏名はなく、しかも、当該氏名は新聞報道でも明らかにされていないため、本件非公開情報を公開したとしてもその発言者を特定できない以上、本件非公開情報を公開することでなぜ特定の個人のプライバシーの侵害等の不利益が生じるおそれがあるのか不明であると主張している。

そこで検討すると、条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報」について、「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」（以下「個人識別情報」という。）のみならず、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「利益侵害情報」という。）を非公開情報と規定している。利益侵害情報は、条例第2条で「個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない」と規定している趣旨に鑑みて非公開情報としているものであり、具体的には、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものが挙げられる（神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準。以下「条例解釈運用基準」という。）。

これを本件についてみると、意見陳述書には、特定の個人の氏名や住所の記載は認められないものの、原告の心情等が具体的に記載されており、その内容は個人の人格と密接に関係する情報であることは明らかである。よって、実施機関が本件非公開情報を条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報（利益侵害情報）に該当すると判断したことは妥当である。

(2) 条例第5条第1号ただし書該当性について

以上のとおり、本件非公開情報は条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当すると認められるものの、当該情報が同号ただし書アからエまでに規定するいずれかの情報に該当する場合には、例外的に公開対象となることから、以下、同号ただし書該当性について検討を行う。

ア 条例第5条第1号ただし書ア該当性について

審査請求人は、意見陳述書は民訴法の規定による第三者閲覧の対象文書であるから、誰でも知ることができる情報であり、非公開にするのは誤りである旨主張している。これは、本件非公開情報が、条例第5条第1号ただし書アに規定する「法令（略）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」に該当することを理由に公開を求めるものと思料されることから、以下、この点について検討する。

条例第5条第1号ただし書アは、「法令（略）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」については例外的に公開対象とする規定である。同規定は「何人にも」と規定していることから、法令が利害関係人等に限り閲覧等を認めている情報は同規定の定める「情報」には含まれず、また、たとえ法令の文言上、何人にも閲覧等を認めると規定されている場合でも、請求の目的等により現に閲覧等が制限されている場合には、実質的には何人にも閲覧等を認める趣旨ではないと解されるため、かかる情報も同規定の定める「情報」には含まれないものとしている（条例解釈運用基準）。

以上を前提に民訴法が規定する訴訟記録の閲覧制度についてみると、民訴法第91条第1項は、「何人も（略）訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と規定しているものの、①「訴訟記録の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付」を請求できるのは「当事者及び利害関係を疎明した第三者」に限定しており（民訴法第91条第3項）、②民訴法第92条第1項各号に規定する事由につき疎明があった場合には、当事者のみが閲覧等を請求できることとしている。以上を踏まえれば、訴訟記録の閲覧制度は、実質的には何人にも閲覧又は交付を認める趣旨の制度ではないと解することができることから、訴訟記録の閲覧制度により閲覧等ができる情報は、条例第5条第1号ただし書アに規定する「法令

(略)の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」とは認められない。

よって、実施機関が本件非公開情報を、条例第5条第1号ただし書アに規定する情報には該当しないと判断したことは妥当である。

イ 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

審査請求人は、原告の意見陳述は公開法廷にて行われたものである以上、意見陳述書を非公開にする理由はない旨主張している。これは、本件非公開情報が、条例第5条第1号ただし書イに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当することを理由に公開を求めるものと思料される。

この点、憲法第82条第1項は裁判の公開原則を定めるものの、同原則は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保することをその趣旨とするものであるから、その限度において、訴訟当事者が自らの個人情報等を開披される等の一定の不利益を受忍せざるを得ないとしても、同原則がそれを超えて、訴訟当事者がその個人情報を、行政文書公開請求という制度を通じて、何人からもいかなる時点においてもその個人情報を公開されることを受忍することまで求めるものとは解し難い。

よって、実施機関が本件非公開情報を条例第5条第1号ただし書イに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しないと判断したことは妥当である。

ウ 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

審査請求人は、仮に本件非公開情報を公開することで個人が識別され得るとしても、公務員であるから非公開にする必要はない旨主張している。これは、本件非公開情報が、条例第5条第1号ただし書ウに規定する「当該個人が公務員等(略)である場合において、当該情報とその職務の遂行に関する情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当することを理由に公開を求めるものと思料される。

しかし、本件非公開情報は、原告が自らの心情等を陳述したものである以上、条例第5条第1号ただし書ウに規定する「当該個人が公務員等(略)である場合」

及び「職務の遂行に関する情報」の要件を満たすものではないことは明らかである。

よって、実施機関が本件非公開情報を、条例第5条第1号ただし書ウに規定する情報には該当しないと判断したことは妥当である。

エ 条例第5条第1号ただし書エ該当性について

条例第5条第1号ただし書エは、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」を公開対象とする規定である。当該規定は、人の生命、身体等への危害等が現に生じているか又は過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが予測される状態が存在している場合に、このような危害等から県民を保護するために公開することが公益上必要であると認められる情報は公開することを定めたものである（条例解釈運用基準）。本件において上記のような状態が存在しているとは認め難い以上、実施機関が本件非公開情報を条例第5条第1号ただし書エに規定する情報には該当しないと判断したことは妥当である。

(3) 結論

以上より、実施機関が本件非公開情報について、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当すると判断し、かつ、同号ただし書アからエまでに規定する例外的公開情報のいずれにも該当しないことを理由に、行政文書一部公開決定を行ったことは妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙 1

(公開請求に係る行政文書の内容)

特定国家賠償請求事件について、以下の書面。

- ①令和元年（2019年）12月26日付、原告の意見陳述書。
- ②原告が、令和3年2月25日までに提出した「和解案」。
- ③上記②に対する被告の検討結果の書面で、令和3年3月15日までに提出した
もの。

別紙2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年4月14日	○諮問
令和5年11月27日 (第232回部会)	○審議
令和5年12月21日 (第233回部会)	○審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
小 沢 奈 々	横浜国立大学教育学部准教授	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(令和6年1月19日現在) (五十音順)